別紙様式第十六号の十七第10を次のように改める。

第10　基金等変動計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで　）基金等変動計算書

（単位：千円）

	基金等										評価・換算差額等				純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	基金償却積立金減少差益	剰余金					基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
					損失填補準備金	その他剰余金			剰余金合計						
						社員配当平衡積立金	・・積立金	当期未処分剰余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
基金の募集	××									××					××
・・・の積立								△××	××	××					××
当期純剰余								××	××	××					××
・・・・・・															××
基金等以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	－	－	－	－	－	－	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。

3　基金等以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十六号の十八目次記載上の注意８中「以下この８」を「以下８」に改める。

別紙様式第十六号の十八第１の２〔少額短期保険業者の状況について記載する場合〕の表記載上の注意４並びに〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表記載上の注意５及びロの表記載上の注意４中「この」を削る。

別紙様式第十六号の十八第５を次のように改める。

第５　中間株主資本等変動計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで　）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						・・積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
中間純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

7　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。